



Title	1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する「密約」に係る調査の関連文書No.1(30 外務省外交史料館レファレンス番号 : H221878)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6439 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860
Rights	外務省外交史料館所蔵資料





安保条約改正に関する件

左の防務を以て
其の詳況を

三三二九

米参

一 現行条約の問題点及び新条約の構想

現行条約に対しては一般的に「自守性が無い」、「対等でない」などの批判が行われているが、現行条約の内容中問題とされている諸点及び右に関する新条約の構想を概述すれば左のとおりとなる。

(1) 現行条約は米軍駐屯の権利を与えているが、米国の日本防衛は義務づけられていないとの批判がある。

右に対して新条約は現下の東亜軍事情勢及び自衛隊の現況にかんがみ、米軍の駐屯を認め、かつ、なんらかの形式により米国の日本防衛義務を明らかにするとともに、自衛隊と在日米軍

極秘
まで

の協力関係を基礎づけることを目的とする。

(2) 現行条約においては、在日米軍は、極東の安全のため使用しうることとなっており、なんら制限なく対外作戦をなしうる建前となつていたので、日本の意向に反して自動的に戦争にまきこまれる危険があるとの批判がある。

新条約はこの点に關し、在日米軍の日本領域外における行動にある程度の制約を^{付す}けることを目的とする（日本基地作戦行動のため使用することを協議事項とする。但し補給関係にも制約^{を付す}けることには米国は同意しない。）。

右のほか東亜に戦争の危険が生ずるなごとき場合、日米兩國は協議するとの条項を設ける。

(イ) 現行条約では、在日米軍の配備及び装備に關し制限がないので、米國は日本の意向を無視して核兵器をもち込むおそれがあるとの批判がある。

新条約においては、なんらかの形式において在日米軍の配備及び装備を協議事項とし、この種批判を封ずることとする。

(ロ) 現行条約の内乱条項は、独立國としての体面を傷つけるものであるとの批判がある。

新条約においては、この種条項は設けない。

(ハ) 現行条約で、日本は米國の同意なくして第三國に基地供与などをなすことを約しているのは屈辱的であるとの批判がある。新条約においては、この種条項は設けない。

(ニ) 現行条約には、國連憲章との關係が規定されていないとの批判がある。

新条約においては、國連憲章との關係、特に憲章第五十一条との關係を明確に規定する。

(ホ) 現行条約に期限の定めのないことも批判の対象となつてゐる。新条約には期限を付する。

右各種事項中、米軍の日本における配備及び使用の問題及び國連憲章との關係は、昨年の日米會談の際の共同声明に言及され、後者についてはその後交換公文が行われているが、新条約においてはさらに明確化することとなる。

右のほか政治、經濟条項を設けるか否かの問題及び日米兩國が

自助及び相互援助により防衛力を維持、発展させるとの趣旨の条項を設けるかの問題があり、憲法上の議論を生じないよう文言に特に注意を要するが、右は対日軍事援助の根拠規定となるものであり、かつ、米側はいわゆる「バンデンバーグ・レトリ・ーション」の精神を表わすものとして重要視している。

以上のことを構想が実現すれば、現存条約が「自主性を欠く」との批判の諸点に配慮することとなるが、新条約を「対等なもの」とし、かつ、米国の日本防衛義務を明確化するためには、条約の形式を相互援助型となすべしやの問題を生ずる。

二 相互援助方式の問題及び沖縄、小笠原の取扱い

米国は太平洋地域の諸国との安全保障条約において相互援助形式をとっている。米国はこれらの諸国より実質的には積極的援助をうけることを期待していないが、同盟関係にあるとの精神面を重視し、かつ、この形式をとることにより相手国の体面を重ずることの考慮も働いている。すなわち、この方式をとることによりこれら条約は形式的には「対等」なものとなっている。

日米間の新条約においても、米国は相互援助形式をとることを希望しているが、同時に今次交渉において日本としては、新条約において憲法上の問題を生ずることが義務を負わないというところが前提となっているので、米国が日本に期待しているのは、い

わは同盟の精神を明らかにすることである。

この方式をとるとすれば、日米相互の領域をいわゆる条約地域に指定し、これが攻撃をうけた場合、兩國は相互に援助し合うこととなる。この条約地域は常軌的には西太平洋における日米相互の領土及び管轄下にある地域という形となるが、米側はこれが日本の内政上困難であれば、米側領域を沖繩、小笠原のみとすることも可能であるとの意向をもらしている。この場合、沖繩、小笠原に対して攻撃が加えられれば、日本は憲法の範圍内において米國を援助することとなるが、具体的に日本がいかなる義務を負うこととなるかは、憲法解釈の問題であり、目下研究中である。

しかし、この方式をとる場合、米韓、米華条約の条約地域に沖

繩が含まれているので、新条約により事実上いわゆる N E A T O が形づくられることになるとの批判及び米國の東亞における軍事行動が沖繩基地を中心とする關係上米國の東亞各地における軍事行動が沖繩をつなぎ目として、日本に連鎖反応を生じ、日本は戦争に巻き込まれる危険があるとの批判がすでに生じている。

このような批判を考慮し、相互援助方式を断念すれば、新条約の性格は現行条約同様基地協定のものとなり、「対等」という概念は稀薄とならざるをえない。

しかしながら、政治的考慮より相互援助方式を放棄するもやむをえずのことであれば、新条約は、日本は米軍の駐屯を認め、かつ、既述した一定の条件の下にその日本領域外の使用を認めることとなるので、これに見合ひ対日寄与として、米國は日本を防

衛するとの考え方に立つこととなるが、この方式を米側に提案する場合、米國を失望せしめるほか果していかなる程度まで米國をして日本防衛をコミットせしめうるかの問題があり、これは今後の交渉にかかるところである。

なお、この場合沖縄、小笠原をいかに取扱うべきかの問題がある。これら地域に関しては国民感情の問題もあるので、これら地域が攻撃をうけた場合、日本は義務としてでなく、これら地域の防衛のため可能と認める措置を講ずることができるとのことも条項を設けることも考えられるが、沖縄、小笠原は米國の管轄下にある地域としてこれを除外することが問題を単純化し、論議を少くするといいうるであろう。また米側は、沖縄、小笠原に関し

今次交渉を同地域の施政権返還問題と関連せしめることには極めて警戒的である。

上述の諸事情にかんがみ、相互援助形式の問題及び沖縄、小笠原の取扱い方は、本件交渉中特に政治決定を要するところである。

三 新条約の構想に対する国内の反響

上述した新条約の構想が国内的にいかん評価されるかを現在正確に予測することはもとより容易でない。また現行条約に対する「自主性が無い」、「対等でない」などの一般的な国内批判は、各種の不満を抽象的に表現したものであり、すべての人々を満足せしめる方式はありえない。

しかしながら、現行条約が「自主性を欠く」との批判に対して、

日本の対米発言権を確保し、独立国としての体面を回復するとの点については、新条約の構想は、第一項例示のとおりであり、その限りにおいて異論はありえない筈である。しかしながら、一部の勢力が反対論を展開すること必須であり、特に米軍の日本基地使用に関し作戦使用を協議事項とし、補給のための使用には制限を付せずとの点に対しては、共産側に報復攻撃の理由を与え、日本は戦争にまきこまれるとの主張をなすものと考えられる。しかしながら、日本防衛の必要上米軍の駐屯を認める以上、その一切の行動に制約を課することはできない。すなわち、米軍の他地域への移動はもとより、日本領域外の行動も一定の条件の下に認めることとしなければ、在日米軍が日本防衛のためのみ駐屯する

というがごとき条件には米軍としても応じえない。

しかしながら、基地の作戦使用と補給使用をいかに区別するかなどに関し議論を生ずることは覚悟しておくことが必要であろう。

次に相互援助形式をとる場合の問題点は既述したところである。新条約を「対等」のものとし、同盟の精神を明らかにするためには、この形式をとることが必要かと考えられるが、この場合第二項に述べた反対論のほか、少くとも形式的には現行条約にない新たな義務を負うとの感じを与える点において國內の政治的抵抗は強まるであろう。

その他主たる批判の対象となるものと考えられるのは、「日米兩國が自助及び相互援助により防衛力を維持、発展させる。」と

の趣旨の条項及び場合により条約の期限の問題であると考えられる。以上のごとく相互援助形式の問題を一応除外して考えれば、総じて新条約の構想は、現行条約に対する批判の諸点を多かれ少かれ是正するものであり、自守性の確保の点においては単的にいつてバランスシートは大巾に有利になると考えられる。

反対派による戦争にまきこまれる危険性云々の批判は、いずれにしても行われるであろうが、この種批判は、米軍を駐屯せしめる限り必ずなんらかの角度より生ずるものである。

この点に関連して西欧においては、米軍の存在それ自体が最大の戦争阻止力であるとの信念が徹底しているが、アジアにおいては、考え方の差異があることは認めざるをえない。しかしながら、これ

は米國との安全保障体制を維持するか、中立主義をとるかの本問題につながるものである。

その意味において現行条約も種々の批判にも拘らず、現在まで日本の安全を維持するため重要な役割を演じてきたことは特に強調されなければならない。

しかしながら、安保条約改正問題は、日本の基本的進路を再確認する意味において条約廃棄論、すなわち中立主義を主張する勢力との決定的政治闘争となるものと判断される。